

# 山口県報

平成23年  
3月31日  
(木曜日)

## 目次

- 人委規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四
- 人委告示
- 級別職務区分表に関する告示の一部改正……………四



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「総合医療センター院長」、  
「総合医療センター副院長  
総合医療センター事務  
ところの医療センター」

局長、  
局長「山口きらら博記念公園管理事務所長」、  
事委員会の定めるものを除く。）  
及び「農林事務所部長（人事委員会の定めるものに限る。）」を削り、「菅野ダム管理事務所長」を「山口きらら博記念公園管理事務所長」に改め、「このころの医療センター総看護師長」を削り、「農林事務所部長（人事委員会の定めるものを除く。）」を「農林事務所部長」に改め、「総合医療センター事務局次長（人事委員会の定めるものを除く。）」を削り、「同警察本部の項中「監察官」を「監察官  
会計監査官」に、「会計監査室長」を「予算企画官」に改め、「組織犯罪捜査指導官」を削る。

別表第二の水 医療職給料表（管理職手当月額表を次のように改める。  
水 医療職給料表（管理職手当月額表）

職務の級	区分	管理職手当の額 円
4級	2種	110,000
	3種	96,000
3級	3種	89,000

別表第二のハ 医療職給料表（管理職手当月額表及び別表第二のト 医療職給料表（管理職手当月額表）を削り、別表第二のチ 教育職給料表（管理職手当月額表中「イ 教育職給料表（管理職手当月額表）」を「イ 教育職給料表（管理職手当月額表）」に改め、別表第二のリ 教育職給料表（管理職手当月額表中「ロ 教育職給料表（管理職手当月額表）」を「ロ 教育職給料表（管理職手当月額表）」に改める。

別表第三の水 医療職給料表（管理職手当月額表を次のように改める。  
水 医療職給料表（管理職手当月額表）

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	2種	110,000
4級	3種	96,000
3級	3種	89,000

4級	2種	92,000	円
	3種	81,000	
3級	3種	68,000	

別表第三のハ 医療職給料表(一)管理職手当月額表及び別表第三のト 医療職給料表(二)管理職手当月額表を削り、別表第三のチ 教育職給料表(一)管理職手当月額表中「チ 教育職給料表(一)職階中非田職表」を「イ 教育職給料表(一)職階中非田職表」に改め、別表第三のロ 教育職給料表(二)管理職手当月額表中「ロ 教育職給料表(二)職階中非田職表」を「イ 教育職給料表(二)職階中非田職表」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

特地利勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

特地利勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地利勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第一条、第四条関係)

公 署 名	級 別 区 分
岩国警察署深須警察官駐在所	一 級 地
岩国警察署宇佐郷警察官駐在所	
柳井警察署油田警察官駐在所	
周南警察署大津島警察官駐在所	

柳井警察署平郡警察官駐在所	三 級 地
柳井警察署祝島警察官駐在所	
萩警察署見島警察官駐在所	

別表第一(第三条関係)

公 署 名
岩国警察署本郷警察官駐在所
岩国警察署河山警察官駐在所
岩国警察署秋掛警察官駐在所
柳井警察署和田警察官駐在所
柳井警察署沖家室警察官駐在所
山口警察署柚野警察官駐在所
山口警察署嘉年警察官駐在所
小串警察署角島警察官駐在所
小串警察署特牛警察官駐在所
小串警察署島戸警察官駐在所
萩警察署高俣警察官駐在所
萩警察署弥富警察官駐在所
萩警察署福賀警察官駐在所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に小瀬川ダム管理事務所、柳井警察署平郡警察官駐在所、柳井警察署祝島警察官駐在所、山口警察署串警察官駐在所又は山口警察署袖野警察官駐在所に勤務していた職員で施行日以後引き続き当該公署に勤務するもの(以下「勤務職員」という。)については、改正後の特勤勤務手当等に関する規則第四条、第五条、別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間、当該公署を特勤公署又は準特勤公署とし、当該勤務職員の施行日の前日における特勤勤務手当の月額を当該勤務職員の特勤勤務手当の月額とし、当該勤務職員の同日における特勤勤務手当に準ずる手当の月額を当該勤務職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額とする。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第九号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中、「第十条第一項第四号」を、「第十条第一項第三号」に改める。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除

第十条を削り、第十条の二を第十条とする。

第十五条第一項第一号中八を削り、二を八とし、ホからトまでをニからヘまでとし、

同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第四項中、「第二項第五号」を、「第二項第四号」に改め、同条第六項第一号

中、「第二項第一号から第三号まで」を、「第二項第一号及び第二号」に改め、同項第二号

中、「第二項第四号」を、「第二項第三号」に改め、同項第三号中、「第二項第五号」を、「第

二項第四号」に改め、同項第四号中、「第二項第六号」を、「第二項第五号」に、「第一項

第一号」を、「第一項第一号」に改める。

第十九条第二項第十五号中、「若しくは皇太子妃」を、「皇太子妃、文仁親王若しくは

悠仁親王」に改める。

第二十一条第一項第一号中、「衛生検査手当及び特殊現場作業手当(第十五条第二項第三号に規定する作業に係るものに限る。)」を、「及び衛生検査手当」に改め、同項第二号中、「夜間看護手当(条例第十九条の二第一項第二号に掲げる場合に係るものに限る。)」を削り、同条第三項中、「第十五条第二項第五号」を、「第十五条第二項第四号」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「教育又は」を、「育成学校又は教育若しくは」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三条第一号中、「及び第三号に掲げる」を、「に規定する」に改め、同条第三号を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中、「百分の百三十」を、「百分の百三十五」に、「百分の百七十」を



同表三級の項中  
 「総合医療センター主任部長  
 こころの医療センター部長  
 こころの医療センター副院長  
 こころの医療センター部長  
 衛生看護学院副院長  
 衛生看護学院副院長」  
 を削り、同表四級の項中  
 「総合医療センター  
 衛生看護学院」

ンター院長  
 ンター副院長  
 院長（特に認めるもの）  
 を削る。

平成二十三年三月三十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市